

計算書類に対する注記(つばめの里)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券一時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券一時価のないもの－移動平均原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・製品、仕掛品－個別原価法
 - ・原材料、商品－個別原価法
 - ・貯蔵品－個別原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産(リース資産を除く)－平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)－平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産(リース資産を除く)－定額法
 - ・リース資産－所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。
- (4) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、当年度末の退職給付引当資産の残高と同額を計上している。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。
 - ・徴収不能引当金－債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収不能懸念債権については、個別に判断して必要額を、その他の債権については、一括して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を、徴収不能見込額として計上している。
- (5) リース取引の処理方法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理している。

〇〇県共済会の実施する退職共済制度に加入している。掛金は、「退職給付引当資産」の科目で資産に計上している。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ・拠点区分の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- ・拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(①))
- ・拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))

サービス区分の内訳

- (1) つばめの里(社会福祉事業)
- 特別養護老人ホーム
 - 老人デイサービス事業
 - 老人短期入所事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0

建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地 (基本財産)	0	0	0
建物 (基本財産)	0	0	0
土地 (その他の固定資産)	0	0	0
建物 (その他の固定資産)	0	0	0
構築物 (その他の固定資産)	0	0	0
機械及び装置 (その他の固定資産)	0	0	0
車輛運搬具 (その他の固定資産)	0	0	0
器具及び備品 (その他の固定資産)	0	0	0
有形リース資産 (その他の固定資産)	0	0	0
権利 (その他の固定資産)	0	0	0
ソフトウェア (その他の固定資産)	0	0	0
無形リース資産 (その他の固定資産)	0	0	0
合計	0	0	0

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
合計	0	0	0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計	0	0	0

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし